

入管庁警第215号
令和2年12月21日

入 国 者 収 容 所 長 殿
地 方 出 入 国 在 留 管 理 局 長 殿
地 方 出 入 国 在 留 管 理 局 支 局 長 殿

出入国在留管理庁出入国管理部

警備課長 岡 本 章

(公印省略)

被退去強制者に対する護送・送還時における有形力の行使について（指示）

今般、退去強制令書の執行としての護送・送還に際し、抵抗して長椅子から床に崩れ落ちようとするなどした被護送者に対し、護送官が有形力の行使に及んだ事案に関し、東京高等裁判所の判決において、「退去強制手続を行う入国警備官が被退去強制者に対して行うことが予定される収容、護送などは、退去強制令書の執行という被退去強制者を速やかに所定の送還先に送還し、もって出入国管理業務の公正な実現を図るといふ公益目的を達成するために必要な行為であるから、かかる目的実現のため、送還に際して被退去強制者の身体を必要かつ相当な限度で制限することは、入管法が予定しているものといふことができる。そうすると、入国警備官が退去強制令書の執行に当たって被退去強制者に対して有形力を行使したとしても、それが直ちに国賠法1条1項の適用上違法となるものではなく、送還といふ目的実現のために必要かつ相当な範囲の有形力の行使は許され」る旨の一般論が示された上、当該事案における有形力の行使のうちの一部として認定された行為、すなわち、被護送者をマット上にうつ伏せにして各護送官の両手や膝を用いて被護送者を約5分間押さえ付けて身動きできないようにし、護送官の1人が被護送者の右手首を手のひら側に屈折させ、痛がって、離してほしいと懇願する被護送者の要請を無視して、合計約4分間、右手を屈折させる行為を続け、その痛みに乗じて護送責任者らの言うことに従うように強要した行為は、国賠法1条1項の適用上違法な有形力の行使である旨の判断が示されました。

同判決が述べるとおり、護送・送還の際の、入国警備官による有形力の行使は、被退去強制者を速やかに所定の送還先に送還し、もって出入国管理業務の公正な実現を図るといふ公益的な目的を達成するために必要かつ相当な限度でのみ許容されるものです。その適正な実施のためには、当該職務に従事する各職員がそれぞれの役割・立場に応じて、当該被退去強制者の性別、体格、持病の有無、言動等の個別具体的な事情に細心の注意を払いながら対応する必要があります。

各官署におかれては、入国警備官の有形力の行使を伴う権限の行使に関して、上記の点を含む基本的な留意事項について、改めて関係職員に対し周知徹底をしていただきますよう指示します。